宮城	二五三	--------	六〇〇
福島	九〇	二九	三五〇
岩手	一九一	--------	三〇〇
青森	三三九	六八一	九〇
山形	五二七	一一一	五〇
秋田	一.五〇一	一三八	五〇〇
福井	六	一〇	二七〇
石川	--------	--------	五七〇
富山	一〇	二〇	一八〇
鳥取	七八	六〇	--------
島根	一〇	--------	--------
岡山	一八〇	五〇	一二〇
広島	七六九	--------	二.一〇〇
山口	二二一	--------	一二五
和歌山	一.〇六二	--------	一四〇
徳島	三〇〇	--------	七〇
香川	四	--------	五
愛媛	六六四	--------	--------
高知	一.三七三	三二二	一.五八〇
福岡	五.六七二	二一六	九.三〇〇
大分	一〇三	五二	--------
佐賀	--------	--------	一〇〇
熊本	三五	--------	八〇
宮崎	--------	--------	一〇
鹿児島	一〇五	三五〇	二八〇
沖縄	--------	--------	--------
計	五〇.五四一	六.六二九	六二.八〇一

備考

以上は昭和三年六月始め、即ち労農大衆党合同約一ヶ月前の各府県別党員数にして内務省警保局保安課の調査に成れるもの。其の党員として算入せるものは、総べて党費の納付者、若しくは確実に党員と見做し得べき者にして、比較的信頼し得べしと思考せらるゝ数計也。若し夫れ新合同党の党員数乃至同新党と社民党との勢力関係の如きは、一方に於て旧社民合同実現同盟の総数と其の動き（合同大会に於ては社民党総数の約三分の一と称せるも恐らく一千名限度のものと推定せらる）及び他方労農党系統評議会非合同派のそれとを考慮しつゝ此の表を基礎として計算せば、其の概数を窺知し得べし。